

階層 区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準月額	徴収基準 加算月額		
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	C1階層	2,250	230	
		所得割の額のある世帯	C2階層	2,900	290	
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税額の区分が次の区分に該当する世帯	円				
		所得税の年額				
		2,400以下		D1階層	3,450	350
		2,401～	4,800	D2階層	3,800	380
		4,801～	8,400	D3階層	4,250	430
		8,401～	12,000	D4階層	4,700	470
		12,001～	16,200	D5階層	5,500	550
		16,201～	21,000	D6階層	6,250	630
		21,001～	46,200	D7階層	8,100	810
		46,201～	60,000	D8階層	9,350	940
		60,001～	78,000	D9階層	11,550	1,160
		78,001～	100,500	D10階層	13,750	1,380
		100,501～	190,000	D11階層	17,850	1,790
		190,001～	299,500	D12階層	22,000	2,200
		299,501～	831,900	D13階層	26,150	2,620
		831,901～1,467,000		D14階層	40,350	4,040
		1,467,001～1,632,000		D15階層	42,500	4,250
		1,632,001～2,302,900		D16階層	51,450	5,150
		2,302,901～3,117,000		D17階層	61,250	6,130
3,117,001～4,173,000		D18階層	71,900	7,190		
4,173,001以上		D19階層	全 額	左の徴収基準月額 の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円		

※同一生計内に2人以上の対象者がいる場合、2人目以降の者について徴収基準加算月額を適用する。